

平成31年度役務請負契約に係る公募の応募者募集要領

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
小林 昭洋

役務請負契約を希望する者は、下記に基づき応募してください。

記

- 1 調達品目等の概要
別表「調達概要書」のとおり。
- 2 募集に応募できる者の資格
応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 応募時点において有効な防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者又は、有する見込みの者であること。
 - (3) 希望する品目の修理等役務に必要な法令、規定に基づく許認可等を有している者であること。又は、契約締結までに許認可等を受けられる見込みの者であること。（下請負を要する場合、下請負者についても同様とする。）
 - (4) 同一又は類似の修理等役務実績を有する者、若しくは同等の能力を有することを証明できる者であること。
 - (5) 不具合発生時、迅速かつ継続的に対応できる者であること。
 - (6) 第4補給処の「入札及び契約心得」及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能な者であること。
 - (7) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から取引停止等の措置を受けている期間中の者ではないこと。
 - (8) (7) 項により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (9) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。
- (10) 希望する品目に秘密の指定区分があるものについては、秘密に関する文書、図面及び物件を保管できる設備を有し、かつ航空自衛隊の例規類に準じた秘密保全に関する自社規則の定めがあるとともに秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる者であること。
(特別防衛秘密又は特定秘密を取り扱う場合も、それぞれ同様とする。)
- (11) 契約の履行にあたって必要となる特許権、実用新案権、著作権等の知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な処置を講じている者であること。
- (12) 航空自衛隊が既に調達した装備品等の修理等役務の調達であり、この契約の履行にあたっては、当該装備品等の製造にかかる技術及び設備が必要であるため次に掲げる事項の何れかに該当する者であること。
- ア 本装備品等の製造会社であること。
- イ 本装備品等の製造会社から、当該装備品の修理等役務に必要な製造図面、その他必要な技術資料等の保持及び使用权を付与されていること。必要に応じて製造会社等からの技術援助契約等又は再実施権を有すること。
- ウ 上記ア、イ項に基づき、修理等役務に必要な部品、材料が入手可能なこと。ただし、ECP等で承認された場合はこれに準ずる。
- エ 上記ア、イ項の同等の技術、設備等を有し、ウ項を満たせること。
- (13) 契約履行にあたり官が保有する器材の貸付を希望する場合はその使用時期及び保管等について、個々の貸付条件を承諾して適切に管理できること。
- (14) 第4補給処公示第199号(平成27年11月16日)(以下「4補給処公示第199号」という。)の審査対象企業に該当する場合は、4補給処公示第199号の第4項で確認された者であること。

3 応募方法

- (1) 応募する者(以下「応募者」という。)は、別紙様式の「契約

希望申請書」(以下「申請書」という。)及び「契約希望品目表」並びに次の項目を証明する資料(以下「提出資料」という。)を提出しなければならない。ただし、当募集期間中に提出資料を提出している者については、変更がない場合は、その旨を申請書に記載することにより提出資料の提出を省略することができる。

ア 競争参加資格に係る資格審査結果通知書の写し

イ 物品の修理等役務に必要な法令、規定に基づく許可の写し

ウ 同一又は類似の修理等役務実績若しくは同等の能力を証明する資料

エ 別表の「調達概要書」備考欄において、募集に応募できる者の資格が追加されている品目については、当該資格を満たしていることを証明する資料

オ 同一品目の契約実績を有している契約相手方で、資料の信頼性特約を付した契約実績のある契約相手方又は防衛省が経費率を算定している会社については、第4補給処入札及び契約心得に掲載されているコンプライアンス要求事項確認書及び確認書の内容が証明出来る資料

カ 4補公示第199号の審査対象企業に該当する場合には、4補公示第199号に記載されている提出資料並びに該当する者が就職していない事を誓約する書面(様式任意)

また、該当する者が就職した場合には速やかにその旨を書面(様式任意)にて提出すること。

(2) 申請書、契約希望品目表及び提出資料(以下「審査資料」という。)は1部を提出先に持参又は郵送するものとする。

(3) 審査資料の提出期限は、別表の「調達概要書」に示す。なお、すでに提出した審査資料の内容に関し、変更があった場合にはその都度、変更が生じた日から7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に当該変更内容等を申し出るものとする。ただし、募集は期間中継続して実施するので、提出期間後も審査資料の受付を行うが、別途、審査を実施し、指名候補者名簿に登載したときから有効となるため、希望する品目の調達に間に合わないことがある。

(4) 当公示における応募者の募集期間は平成31年度末までとする。

(5) 提出時間は、午前8時15分から午後5時までとする。

(6) 提出先

〒350-1394

埼玉県狭山市稲荷山 2 - 3

航空自衛隊第 4 補給処調達部契約課

0 4 - 2 9 5 3 - 6 1 3 1 (内線 4 2 8 3)

- (7) 応募にあたっての官給品及び貸付品の貸与は行わない。
- 4 仕様書等の閲覧時間、閲覧場所及び閲覧手続
- (1) 閲覧時間 3 (5) 項に同じ。
- (2) 閲覧場所 指定場所による。
- (3) 閲覧手続 3 (6) 項に調整の上、所定の手続により閲覧を許可する。
- 注：秘等に係る仕様書等の閲覧希望については、2 (10) 項に限る。
- 5 提示及び提出資料の審査等
- (1) 応募者は、第 4 補給処の担当者から審査資料について説明を求められた場合には、説明しなければならない。また、追加資料等の提示及び提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提示又は提出しなければならない。
- (2) 応募者は、第 4 補給処の担当者から修理等役務体制等の調査のために協力依頼があった場合には、工場等（下請負者の工場等を含む。）への立入りを含め調査に協力しなければならない。
- (3) 提示及び提出資料により、品目ごとに契約の円滑な履行の能力を有する者を選定する。
- 6 審査結果の通知等
- (1) 審査資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知する。
- (2) 指名に当たっては、防衛省所管契約事務取扱細則（平成 18 年度防衛庁訓令第 108 号）第 17 条及び第 18 条の規定を適用する。
- 7 審査結果の疑義に対する処理
- (1) 審査結果に対し疑義がある場合は、分任支出負担行為担当官（以下「分支担官」という。）に対して、以下により書面をもって説明を求めることができる。
- ア 提出期限 審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して 5 日以内（休日を含まない。）
- イ 提出時間 3 (5) 項に同じ。
- ウ 提出先 3 (6) 項に同じ。
- エ その他 書面は持参又は郵送するものとする。
- (2) 分支担官は、審査結果に対する疑義について説明を求められた

ときは、前号の最終日から起算して5日以内（休日を含まない。）に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 苦情の申し立て

(1) 7(2)項の説明に不服のある者は、分支担官に対して、以下により再苦情の申し立てを行うことができる。

ア 提出期限 7(2)項の書面を受け取ってから7日（休日を含まない。）以内とする。

イ 提出時間 3(5)項に同じ。

ウ 提出先 3(6)項に同じ。

エ その他 書面は、持参又は郵送するものとする。

(2) 分支担官は、再苦情の申し立てをされた時には、前号の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に再苦情の申し立てをした者に対して書面により回答する。

9 審査にあたっての留意事項

(1) 審査資料に虚偽の記載をした者は、当該品目の指名候補者名簿に記載しない。また、第4補給処における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。

(2) 審査資料の作成、提出、説明並びに5(1)項及び5(2)項の調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

(3) 審査資料は返却しない。

(4) 審査資料は、応募者に無断で他の目的で使用しない。

(5) 提出期間を過ぎてからの審査資料の差し替え、再提出は認めない。ただし、審査の必要性から追加資料を求める場合は、この限りではない。

(6) 審査資料に自社以外のものである場合には、事前に著作権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出所元を明らかにすること。

10 応募者の義務及び制約事項

(1) 指名候補者名簿へ登載された者（以下「登載者」という。）には、品目ごとに調達要求があった場合、随意契約の通知を行う。ただし、登載者が複数の場合には指名競争の通知を行う。

(2) 登載者で指名競争の通知を受けた場合には、第4補給処入札及び契約心得を熟知の上、必ず入札に参加し、合理的な金額の入札書を提出しなければならない。

(3) 登載者で大きな義務違反があった場合又は不正な行為が認められた場合は指名候補者から削除することがある。なお、指名候補者名簿へ登載されていても、著しい経営状況の悪化等により指名競争に参加させることが適当と認められなくなった者又は随意契

約の相手方として適当と認められなくなった者は、指名競争及び随意契約の通知を行わない。

- (4) 登載者で契約することを希望しなくなった場合は、速やかに指名候補者名簿からの抹消請求を行わなければならない。
- (5) 応募者は、閲覧した仕様書等の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。また、契約履行にあたり保全すべき情報が存在する場合、知り得た保護情報の取扱いを適切に管理しなければならない。
- (6) 契約の履行にあたり官が保有する器材の貸付けを希望する場合は、その使用時期及び保管等について、個々の貸付条件を承諾し適切に維持管理しなければならない。

1.1 その他の注意事項

- (1) 前項各号の義務に違反した応募者は、第4補給処における応募を一定期間制限する場合がある。
- (2) 別表「調達概要書」の品目については、過去の調達実績に基づき記載してあるため、今後必ず調達があることを保証するものではないとともに、仕様書等の内容に多少の変更があることがある。

添付書類： 1 別紙様式「契約希望申請書」
2 別表「調達概要書」

平成 年 月 日

契約希望申請書

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長

○ ○ ○ ○ 殿

所在地
会社名
代表者名

公示第 号（平成 年 月 日）の募集に関し、別添
契約希望品目表について提出資料を添えて応募します。

なお、同公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓
約します。

- 添付書類： 1 平成31年度契約希望品目表
2 資格要件適合証明に関する資料一式

平成 3 1 年度契約希望品目表 ()

担当班 :

整理 番号	品名	部品番号	契約実績	備考

- 1 () 内には、会社名を記入する。
- 2 整理番号は、調達概要書に記載されている整理番号を記入する。
- 3 契約実績の項目に契約実績を記入する場合は、直近の契約番号及び契約年月日を記入する。
- 4 類似品の実績で応募する場合は、契約実績の項目に「類似品」と記入する。
- 5 備考は、秘、武器等製造法等の許認可書の写しを添付する場合に記入する。
- 6 当該募集期間中に提出資料を提出している者で変更がない場合は、その旨を備考欄に記載することにより提出資料の提出を省略することができる。